

事務事業名		既設市道道路用地取得事業			☒ 実施計画登載事業		☐ 合併建設計画登載事業					
政策体系	政策名	潤いに満ちた快適な都市環境の創造			事業期間		予算科目					
	施策名	良好な生活空間の創造					会計	款	項	目	事業	
	基本事業名	生活道路の整備					01	08	02	02	06	
根拠法令												
所属	部課名	都市整備部建設課			☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 平成11 年度～) ☐ 期間限定複数年度 【計画期間】 年度 ～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入							
	課長名	西山春仁										
	係名	用地補償係	電話	0192-27-3111								
	担当者	紀室繁喜	内線	315								
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)								全体計画(※期間限定複数年度のみ)				
市道の新設又は一部改良に伴い道路用地となる土地については、公共用財産としての管理が必要なため、売買又は土地所有者からの寄附申出により、その所有権を取得している。 しかし、過去の市道新設(一部改良)事業において売買による取得を申し出たが、土地所有者の同意が得られない、相続人の特定ができない等の理由により売買による取得ができず、承諾を得て工事のみ行っている土地(以下「未買収地」という)が存在する。 これらの未買収地は、現在市道用地として有償又は無償により借用しており、その所在や数量が資料等により判明している土地(平成18年度で52筆)と、借用の有無、未買収の原因、数量が不明な土地とに分けられるが、どちらの場合も所有権を取得していないため、他の公共用財産と同等の管理ができない。 業務の流れは、未買収の原因が解決した案件についてのみ、土地所有者と土地売買契約を締結し、または寄附を受けて、その所有権を取得し、大船渡市への所有権移転登記まで行うものである。 事業費は、委託料、土地購入費として支出される。								総投入量 (千円)	事業費	財源内訳	国庫支出金	
											都道府県支出金	
											地方債	
											その他	
											一般財源	
											事業費計(A)	0
人件費	正規職員従事人数											
	延べ業務時間											
	人件費計(B)	0										
	トータルコスト(A)+(B)	0										

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標											
① 手段(主な活動) 前年度実績(前年度に行った主な活動) 測量成果に基づいた、未取得地の市道17路線(笹崎8号線外16路線)、計36筆、6,922.37㎡、土地所有者36名の土地を寄附または売買により取得した。権原取得事業と併せて測量調査を実施した。			⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)								
			名称						単位		
			ア	用地交渉した土地筆数						筆	
			イ	用地交渉した登記名義人数						人	
今年度計画(今年度に計画している主な活動) 市道用地として有償・無償により借用している未取得地を、寄附または売買により取得し、市への所有権移転登記を行う。											
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等 過去の道路新設(一部改良)事業において、当時売買により取得し大船渡市所有となるべきであった市道用地内に存在する未買収地 その土地所有者			⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)								
			名称						単位		
			カ	市道用地内に存在する未買収地 (新たに発見した筆数を含む)						筆	
			キ								
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか) 大船渡市所有にすることで、市道の管理が適正に行えるようにする。											
④ 結果(基本事業の意図: 上位の基本事業にどのように貢献するのか) 安全で快適に移動できる。			⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)								
			名称						単位		
			サ	大船渡市への所有権移転登記が完了した土地筆数						筆	
			シ								

事務事業ID	0664	事務事業名	既設市道道路用地取得事業
--------	------	-------	--------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等			
① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 市道改良事業等による調査、土地所有者本人からの申し出、市道用地の借用に関する書類等から、市道用地内に未買収地が存在することは、かねてより判明していたため、平成11年度を開始時点として予算を確保し、土地所有者への買い取りを申し出た。			
② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは前期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？ 道路新設(一部改良)事業施行時点での土地所有者が既に死亡し、相続登記が必要となっている場合がある。 東日本大震災により、土地の取引が活発となり、市道と民地の境界を測量した結果、早急に土地の所有権を確定させなければならない事例が増加してきた。			
③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？ 未買収の原因が解決している土地の所有者から、早期買収を求められている。 また、有償により借用している土地所有者からは、売買に応じてしまうと、その後市から借地料が支払われなくなるため買収には応じたくないとの意見も寄せられている。			

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
有効性 評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☐ 向上余地がある ⇒【理由】 ☒ 向上余地がない ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (具体的な手段, 事務事業) ☐ 統廃合・連携ができる ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 ☒ 他に手段がない ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☒ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	☒ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていない不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映

事務事業ID	0664	事務事業名	既設市道道路用地取得事業
--------	------	-------	--------------

3 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 1次評価者としての評価結果 (2枚目と整合を図ること)		(2) 全体総括(振り返り、反省点)																															
<table><tr><td>① 目的妥当性</td><td>☒ 適切</td><td>☐ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>② 有効性</td><td>☒ 適切</td><td>☐ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>③ 効率性</td><td>☐ 適切</td><td>☒ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>④ 公平性</td><td>☒ 適切</td><td>☐ 見直し余地あり</td></tr></table>	① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	② 有効性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	③ 効率性	☐ 適切	☒ 見直し余地あり	④ 公平性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	市道内に存在する未買収地の正確な筆数及び対象市道路線名を把握することで、今後の事業計画がより明確化するが、それらの調査に膨大な日数を要するため、現在進めている事業を休止し、全体の調査を行うか否かの判断が必要となる。 有効性、効率性の面では、一括に処理することが望ましいものの、用地取得費の確保、土地所有者側の問題、事務処理のための人件費の増加等、一括で処理できない問題がある。																				
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																															
② 有効性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																															
③ 効率性	☐ 適切	☒ 見直し余地あり																															
④ 公平性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																															
(3) 次年度の方向性(改革改善案)・・・複数選択可 (ただし、廃止・休止・現状維持は重複不可)		(4) 改革・改善による期待成果																															
<table><tr><td>☐ 廃止</td><td>☐ 休止</td><td>☐ 目的再設定</td><td>☐ 事業統合・連携</td><td>☒ 現状維持</td></tr><tr><td colspan="5">事業のやり方改善 (☐ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善)</td></tr></table> (上記方向性に対する具体的な内容) 本来ならば、道路新設(一部改良)事業施行時点で事業用地となる箇所の買収及び登記手続きを行うべきところを、有償又は無償により長年使用してきたことは、市有財産管理上、好ましくはない。 しかし、土地売買契約については、相手方(土地所有者)の同意が必要となるため、仮に事業費中の用地取得費を増大しても、契約締結に至らない可能性がある。 逆に事業の廃止や用地取得費削減は、未買収地を残すこととなり、市道として使用する上では問題がなくても、市有財産管理上の問題を残すこととなる。 よって、当初予算範囲内で用地交渉を進め、同意の得られた箇所の契約締結と登記手続きを進める現状の方式を継続すべきであるが、官民ともに住宅等建設が活発化し、それに呼応して未登記事案も増加しており、委託料予算規模の拡大が必要。		☐ 廃止	☐ 休止	☐ 目的再設定	☐ 事業統合・連携	☒ 現状維持	事業のやり方改善 (☐ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善)					左記(3)の改革改善案を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (廃止・休止の場合は記入不要) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td>●</td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td>×</td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td>×</td><td>×</td></tr></table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上			●	維持			×	低下		×	×
☐ 廃止	☐ 休止	☐ 目的再設定	☐ 事業統合・連携	☒ 現状維持																													
事業のやり方改善 (☐ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善)																																	
		コスト																															
		削減	維持	増加																													
成果	向上			●																													
	維持			×																													
	低下		×	×																													
(5) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等																																	

4 事務事業の2次評価結果

	(職 名) ※原則として施策の主管課長	(氏 名)
2次評価者	建設課長	西山 春仁

(1) 1次評価結果の客観性と出来具合

- ①記述水準(1次評価の記述内容を読んだ段階で選択)
- ☐ 記述不足でわかりにくい
- ☐ 一部記述不足のところがある
- ☒ 記述は十分なされている
- ②評価の客観性水準(2次評価を行った後に総合的に判断して選択)
- ☐ 客観性を欠いており評価が偏っている(事務事業の問題点、課題が認識されてない)
- ☐ 一部に客観性を欠いたところがある
- ☒ 客観的な評価となっている(事務事業の問題点、課題が認識されている)

(2) 2次評価者としての評価結果		(3) 評価結果の根拠と理由												
<table><tr><td>① 目的妥当性</td><td>☒ 適切</td><td>☐ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>② 有効性</td><td>☐ 適切</td><td>☒ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>③ 効率性</td><td>☒ 適切</td><td>☐ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>④ 公平性</td><td>☒ 適切</td><td>☐ 見直し余地あり</td></tr></table>	① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	② 有効性	☐ 適切	☒ 見直し余地あり	③ 効率性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	④ 公平性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	理由の如何にかかわらず、未買収地においては、全て処理する必要がある。	
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり												
② 有効性	☐ 適切	☒ 見直し余地あり												
③ 効率性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり												
④ 公平性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり												

(4) 次年度の方向性(改革改善案)・・・複数選択可 (ただし、廃止・休止・現状維持は重複不可)		(5) 改革・改善による期待成果																															
<table><tr><td>☐ 廃止</td><td>☐ 休止</td><td>☐ 目的再設定</td><td>☐ 事業統合・連携</td><td>☒ 現状維持</td></tr><tr><td colspan="5">事業のやり方改善 (☐ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善)</td></tr></table> (上記方向性に対する具体的な内容) 当初予算の範囲内で用地交渉を進め、同意の得られた箇所の契約締結と登記手続きを進める現状の方式を継続すべきである。		☐ 廃止	☐ 休止	☐ 目的再設定	☐ 事業統合・連携	☒ 現状維持	事業のやり方改善 (☐ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善)					左記(4)により期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。また、1次評価と内容が異なる場合には、1次評価の結果も「○」で記入する。 (廃止・休止の場合は記入不要) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td>●</td><td>×</td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td>×</td><td>×</td></tr></table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上			○	維持		●	×	低下		×	×
☐ 廃止	☐ 休止	☐ 目的再設定	☐ 事業統合・連携	☒ 現状維持																													
事業のやり方改善 (☐ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善)																																	
		コスト																															
		削減	維持	増加																													
成果	向上			○																													
	維持		●	×																													
	低下		×	×																													

5 最終評価結果

(1) 行政経営推進会議等での指摘事項